コロナ禍が続いておりますが、現在、弊所も台湾特許庁も通常通り業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆様も時節柄、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。

TIPLO News

2021 年 12 月号(J268)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

01　米マイクロンと聯電が全面的な和解を発表

02　台韓間で「意匠出願の優先権書類の電子的交換（意匠 PDX）に関する覚書」に署名

03　メガネ代理店が MIZUNO 商標権侵害物品を販売

台湾ハイテク産業情報

01　メディアテック、TSMC が提携
世界初 7 ナノ採用の解像度 8K デジタルテレビ対応システムオンチップを共同発表

台湾知的財産権関連判決例

01　<u>専利権関連</u>

創作性（創作非容易性）の審査は意匠登録出願に係る意匠全体を対象とすべきであり、各面図毎に完全に対応して特徴が開示されていることを要求するものではない。

今月のトピックス

J211126X4
J211126Z4
01　米マイクロンと聯電が全面的な和解を発表

米マイクロン（Micron）と聯華電子（UMC、以下「聯電」）は 2021 年 11 月 26 日に全面的な和解協定を締結したと発表した。これにより、双方はそれぞれ相手側に対する訴訟を取り下げると同時に、聯電はマイクロンに対して一括で和解金（金額は秘密保持）を支払うことになり、今後双方はビジネス提携のチャンスを共に創出していくとしている。

マイクロンは 2017 年 2 月に台湾の裁判所に訴訟を提起して、聯電が中国の福建省晉華集成電路有限公司（Fujian Jinhua Integrated Circuit Corporation、以下「JHICC」）に協力してマイクロンの DRAM 製造工程を窃取したと訴え、（具体的には）マイクロンから聯電に転職した従業員 3 名を利用して、マイクロンの機密資料を窃取し、さらにそれを JHICC に渡したと主張した。さらに同年 12 月、マイクロンは米カルフォルニア州でも民事訴訟を提起している。一方、2018 年 1 月には、聯電と JHICC が中国で訴訟を提起し、マイクロン中国子会社が特許権を侵害したと訴えた。また 2018 年 11 月には、米司法省が JHICC、聯電及び 3 名の従業員に対して、営業秘密窃取、産業スパイ及びその他罪名で訴訟を提起したと発表した。2020 年 10 月には、聯電がニュースリリースにおいて、聯電と米司法省は営業秘密事件に関して和解協定を締結したと発表した。その中で聯電は営業秘密に関する部分の罪状を認め、米国当局に罰金 6000 万米ドルを支払うとともに、3 年間の執行猶予期間において米司法省の調査に協力することで合意している。（2021 年 11 月）

J211115Y1
02　台韓間で「意匠出願の優先権書類の電子的交換（意匠 PDX）に関する覚書」に署名

知的財産局は、2019 年に日台間で意匠出願の優先権書類の電子的交換（意匠 PDX）に関して提携を結んだのに続いて、台湾と韓国も 2021 年 11 月 12 日に「意匠出願の優先権書類の電子的交換に関する覚書」に署名したと発表した。台湾の知的財産局（TIPO）と韓国特許庁（KIPO）との提携を通じて、出願人はより簡便に意匠の優先権を主張できるようになる。

優先権書類は国を越えて出願する時に提出する重要な書類であり、台湾と韓国は 2015 年に「工業所有権情報の交換及び優先権書類の電子的交換（Exchange of Industrial Property Information and PDX）に関する覚書」に署名しており、特許と実用新案の出願に適用されてきた。実施以来、双方の出願人に幅広く利用されている状況に鑑み、今回、TIPO と KIPO はサービス対象を広げるため、意匠も PDX の適用範囲に入れることを決定した。これにより、意匠登録出願人は紙媒体の書類を郵送する労力と時間を節約でき、海外への出願手続きを簡素化することができるようになり、しかも優先権書類の交換システムもより一層整備されることになる。

TIPO と KIPO は今後システムの開発とテストを行う予定であり、双方が決めたスケジュールによると、2023 年には意匠 PDX を実施して、出願人により便利で迅速な審査サービスを提供する予定である。（2021 年 11 月）

J211110Y2

03　メガネ代理店が MIZUNO 商標権侵害物品を販売

日本のスポーツブランドであるミズノ（MIZUNO）は（台湾で）メガネ関連商品を製造、販売していないが、近年台湾市場で MIZUNO 商標を冒用したメガネ、サングラスが展示、販売されているため、ミズノは海外から台湾に告訴した。それを受けて保安警察第二総隊刑事警察大隊偵一隊は 4 月に某メガネ代理店の倉庫を捜査し、MIZUNO 商標を冒用したメガネ及び関連商品計 1 万 2000 余点（市価総額約 700 万新台湾ドル）を差し押さえ、本件を商標法違反で送検した。

警察が捜査したところ、この代理店の責任者である陸〇〇は 2018 年から、MIZUNO 商標を冒用したメガネ及び関連商品を中国から輸入し、ミズノの台湾地区代理店であると自称し、メガネ 1 点を約 1000 新台湾ドルでメガネ店に卸し、メガネ店では 3000～4500 新台湾ドルで消費者に販売していた。商標を冒用した商品は台湾全土のメガネ店やネットのオークションサイトで販売され、すでに 1 万点以上が販売され、不当利得は 1000 万新台湾ドルを越えることが推定される。責任者の陸〇〇は取調べを受けた後、商標法違反で台北地検署へ移送された。（2021 年 11 月）

台湾ハイテク産業情報

J211123Y5

01　メディアテック、TSMC が提携 世界初 7 ナノ採用の解像度 8K デジタルテレビ対応システムオンチップを共同発表

聯発科技（メディアテック）及び台湾積体電路製造股份有限公司（TSMC）は 2021 年 11 月 22 日、7 ナノメートル製造プロセス採用の世界初の 8K デジタルテレビ対応のシステムオンチップ（SoC）の旗艦モデル MediaTek Pentonic 2000 を共同で発表した。同 SoC は超高効能パフォーマンス及び卓越した電力効率を提供することができ、高速 AI 専用処理ユニット「APU」、動態画質推定及び補償（Motion Estimation and Motion Compensation，MEMC）、多機能ビデオコーディング（Versatile Video Coding，VVC）デコード、ピクチャーインピクチャー技術を含め、強大な機能を備えており、同 SoC を搭載した次世代旗艦 8K テレビも 2022 年にグローバル市場で発売される予定だ。

メディアテックの Pentonic 2000 は H.266 多機能ビデオコーディング対応の世界初の商業用 8K テレビ SoC のほか、動き推定・動き補償（MEMC）を備えており、8K 120Hz のディスプレイ対応の世界初オールラウンド SoC でもあり、現在オーディオストリーミング時代に不可欠な機能を提供することができる。

台湾知的財産権関連判決例

01　専利権関連

■　判決分類：専利権

I　創作性（創作非容易性）の審査は意匠登録出願に係る意匠全体を対象とすべきであり、各面図毎に完全に対応して特徴が開示されていることを要求するものではない。

II　判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決
【裁判番号】109 年行専訴字第 18 号
【裁判期日】2021 年 4 月 29 日
【裁判事由】意匠登録無効審判

原告　施文富
被告　経済部知的財産局
参加人　蔡志華

上記当事者間の意匠登録無効審判事件について、原告が経済部 2020 年 4 月 22 日経訴字第 10906303460 号訴願決定を不服として行政訴訟を提起し、当裁判所は参加人に被告の訴訟に対する独立参加を命じることを決定した。当裁判所は次のとおり判決する。

主文
原告の訴えを棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

一　事実要約

原告は 2016 年 4 月 8 日に「鞋底」を以って被告に意匠登録を出願し、被告は登録を許可して、意匠第 D179735 号登録証（以下「係争意匠」という）を交付した。その後参加人は係争意匠には許可時の専利法第 122 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に該当して特許を受けることができないとして、これに対する無効審判を請求した。被告は「無効審判請求は成立し、登録を取り消す」との審決を下した。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが、経済部に棄却されたため、原告は当裁判所に行政訴訟を提起した。

二　両方当事者の請求内容

（一）原告の請求：訴願決定及び原処分をいずれも取り消す。
（二）被告の請求：原告の請求を棄却する。

三　本件の争点

証拠 2、4 の組合せは係争意匠が創作性（創作非容易性）を有しないことを

証明できるか。
（一）原告主張の理由：省略。判決理由の説明を参照。
（二）被告答弁の理由：省略。判決理由の説明を参照。

四　判決理由の要約

（一）証拠 2（添付図 2）には係争意匠である靴底の爪先上がりと靴底の底部の外観的特徴がすでに開示されている。また、証拠 4 の上面図（訳注：六面図の平面図に相当）（添付図 3 を参照）から、当該靴底上部の前足部には山形模様が、中足部には横向きリブ 2 本、中央に縦向きリブ 2 本、中足部から後足部に複数の横向きリブと、複数の横向きリブを貫通する 1 本の中央リブを有するという特徴を有することが分かる。

（二）証拠 4 と係争特許とは、（係争特許では）複数の横向きリブと山形のリブが交互に設置されているという特徴を有している点でやや異なるが、この相違はその意匠の属する技術分野における通常の知識を有する者（当業者）にとって、証拠 4 の靴底に対して前足部に横向きリブを追加し、中足部から後足部に山形のリブを追加するという変更をしたにすぎず、即ち係争意匠に係る前記の異なる外観設計の特徴は簡単になし得るものであり、しかもそれらの変更は係争意匠の外観全体に特異な視覚的効果をもたらしておらず、係争意匠の全体の造形は当業者が証拠 2、4 の先行技芸（先行意匠）に基づいて容易に想到できる創作であり、証拠 2、4 の組合せは係争意匠が創作性（創作非容易性）を有しないことを証明できる。

（三）原告は、証拠 2 の靴底の歯状山形模様は山部と谷部において緩やかな曲線であるが、係争意匠の「上面図」における山形模様の山部と谷部は鋭角に近い曲線であり、両者の設計の特徴は異なっており、しかも無効審判の証拠の組合せはいずれも係争意匠の各面図の特徴を完全に開示していない云々、と主張している。しかし証拠 2 の靴底と係争意匠「上面図」の山形模様を比較すると、両者の山部と谷部はいずれも 90°以上の鈍角であり、原告が主張する鋭角ではなく、しかも両者の山形模様は屈曲角度と数量、比率において極めて類似しており、同じ全体的な視覚的効果を創出し、意匠の特徴は異なるところがない。

（四）さらに、創作性の審査は意匠登録出願に係る意匠の全体を対象とするべきであり、そして選定された主な引用文献と対比して、さらに両者の相違は当業者が先行意匠と出願時の通常の知識知識を参酌して容易に想到できるか否かを判断するものであり、その重点は全体の対比にあり、各面図毎に完全に対応して特徴が開示されていることを要求するものではない。係争意匠が開示される各面図の目的は、一つの全体としての靴底の意匠を構成し、製品としての靴底は造形が基本的に左右対称であり、証拠 2 はすでに係争意匠である靴底の側面と底面の造形を開示しており、その靴底の上面の特徴も証拠 3 又は証拠 4 の簡単な変更によりなし得るため、全体的にみて、証拠 2、4 の組合せは係争意匠の設計の特徴を開示することができ、係争意匠は創作性を有しない。

以上の次第で、本件原告の請求には理由がなく、知的財産案件審理法第 1 条、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段、第 218 条、民事訴訟法第 385 条第 1 項前

段により、主文のとおり判決する。

2021 年 4 月 29 日
知的財産裁判所第一法廷
裁判長　李維心
裁判官　林洲富
裁判官　蔡如琪

添付図 1：係争意匠の主な図面

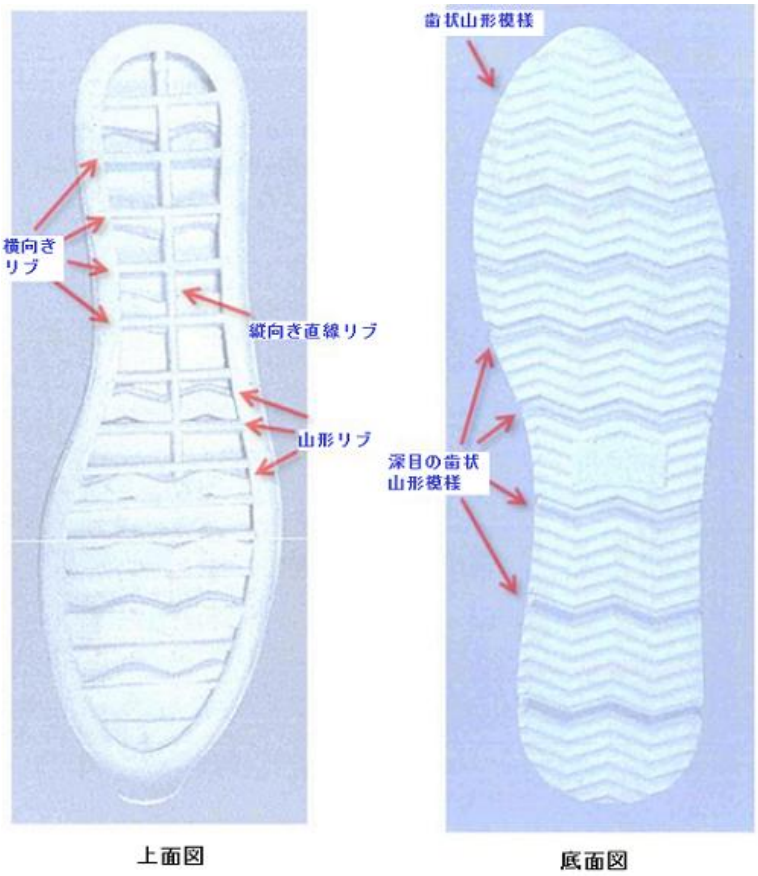

上面図　　底面図

添付図２：証拠２の主な図面

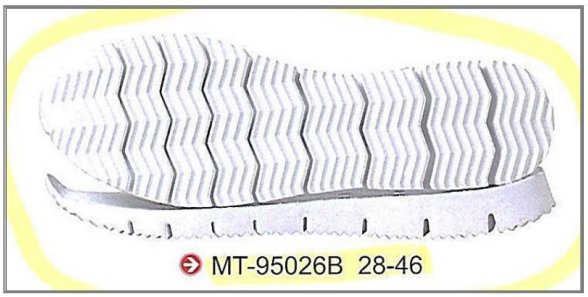

添付図３：証拠４の主な図面

上面図

TIPLO Attorneys-at-Law

Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website:www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所
© 2021 TIPLO, All Rights Reserved.